

令和7年度 三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会

三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会は、「障がい者が地元で働き、生きていく」ために、企業の人事労務担当者（産）と就労支援事業所の担当者（福）、特別支援学校の進路担当者（学）が交流を深め、人と人とのネットワークづくりや障がい者雇用につなげることを目的として、平成27年度から継続して開催し、今年で11回目となります。

●プログラム

13:00	受付開始
13:30	開会/主催者挨拶 (三重労働局からのお知らせ)
13:40	講演会 多様な障がい者の働き方 ～就労移行事業所の実践から～ 社会福祉法人 ぷろぼの
14:00	グループディスカッション
	休憩
15:45	フリートーク
16:00	閉会・アンケート記入



申込期日
8月15日

●開催日等

三重県伊勢庁舎 三重県伊勢市勢田町628-2
令和7年8月25日（月）13:30～16:00

三重県四日市庁舎 三重県四日市市新正4丁目21-5
令和7年8月27日（水）13:30～16:00

三重県庁講堂 三重県津市広明町13
令和7年8月29日（金）13:30～16:00



申込:二次元コードまたは
裏面申込用紙をファックス
※三重県のホームページから
も申し込みが可能です。

参加資格: **産** 企業の人事労務担当者 **福** 障がい者就労支援機関の担当者 **学** 特別支援学校の進路担当者

●主催 三重県、三重県教育委員会、三重労働局、三重県経営者協会

●運営及び問い合わせ NP0法人a trio 電話059-253-7657

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

POINT 1 障害者の法定雇用率が引き上げられました。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

POINT 2 除外率が引き下げられます。（令和7年4月以降）

POINT 3 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。

POINT 4 障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）しました。

障がい者雇用における障害者の算定方法について

▶週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

今回の講演では、社会福祉法人ぷろぼの米田氏に短時間雇用についてご講演いただきます。

週所定労働時間	30H以上	20H以上	10H以上 20H未満
身体障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	1	0.5

参加申込書（送付先 FAX：059-253-7659 ）

事業所名	□産・□福・□学・□その他 (どれか一つに✓をお願いします。)
参加希望会場	□伊勢庁舎 □四日市庁舎 □三重県庁講堂 (どれか一つに✓をお願いします。)
お名前	
連絡先（メールアドレス）	
連絡先（電話番号）	
グループディスカッション で話したいテーマ	
その他 (参加動機・障がい者雇用 における課題などをご記入 ください)	